

○北海道公安委員会及び警察本部長における個人情報ファイル簿作成要綱の制定について

令和5年3月30日

道本総第4756号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく個人情報ファイル簿の適正な作成及び運用に係る事務を処理するため、別添のとおり「北海道公安委員会及び警察本部長における個人情報ファイル簿作成要綱」を定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

北海道公安委員会及び警察本部長における個人情報ファイル簿作成要綱

第1 制定の趣旨

この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第75条、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第21条、個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則（令和5年公安委員会規則第5号）第2条及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程（令和5年警察本部告示第190号）第2条の規定に基づき、個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）の作成及び公表（以下「作成等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 作成等の対象とする個人情報ファイル

ファイル簿の作成等の対象とする個人情報ファイルは、法第60条第2項各号に掲げる保有個人情報を含む情報の集合物とする。ただし、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル及び同条第3項の規定によりファイル簿に掲載しない個人情報ファイルについては、除外する。

第3 ファイル簿の作成及び修正

ファイル簿の作成又は修正の事務は、次のとおり行うものとする。

なお、ファイル簿の作成又は修正に当たっては、別記様式「個人情報ファイル簿作成等協議書」にファイル簿（案）の写しを添付の上、警察本部総務課警察情報センター（以下「警察情報センター」という。）と協議するものとする。

(1) 北海道公安委員会

警察本部総務課公安委員会補佐室（以下「公安委員会補佐室」という。）は、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、新たに個人情報ファイルを保有するに至ったとき又は個人情報ファイルの内容を変更しようとするときは、公安委員会の確認を受けて、直ちに、ファイル簿を作成し、又は修正するものとする。

(2) 警察本部長

所属の長は、警察本部長が新たに個人情報ファイルを保有するに至ったとき又は個人情報ファイルの内容を変更しようとするときは、直ちに、ファイル簿を作成し、又は修正するものとする。

第4 確定の手続

1 公安委員会

公安委員会補佐室は、第3の(1)の事項の規定によりファイル簿を作成し、又は修正したと

きは、当該ファイル簿を警察情報センターに送付するものとする。個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は当該個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至った場合におけるファイル簿の廃止についても、同様とする。

2 警察本部長

(1) 各所属の手続

所属の長は、第3の(2)の事項の規定によりファイル簿を作成し、又は修正したときは、次に掲げる区分に応じて確認を受け、当該ファイル簿を警察情報センターに送付するものとする。個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は当該個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至った場合におけるファイル簿の廃止についても、同様とする。

ア 警察本部の各所属

警察本部の課（課に相当する所属を含む。）にあつては、当該課の属する部長

イ 警察学校の各所属

警察学校の部及び課にあつては、警察学校長

ウ 方面本部の各所属

方面本部の課（課に相当する所属を含む。）にあつては、方面本部長

エ 各警察署

(7) 札幌方面の各警察署

開始又は廃止しようとする個人情報ファイルを所掌する警察本部の所属を経由して、当該所属の属する部長

(イ) 札幌方面以外の方面の各警察署

当該方面本部の警務課を経由して、当該方面本部長

(2) 警察情報センターの手続

警察情報センターは、所属から送付を受けたファイル簿又は廃止しようとするファイル簿について、当該ファイル簿の内容を確定し、第5の手続を行うものとする。

第5 ファイル簿の備置き及び公表

ファイル簿は、次の区分により写しを備え置き、道民等への閲覧及び事務執行の参考として活用するとともに、北海道警察ホームページにより公表するものとする。

なお、北海道警察ホームページによる公表に係る事務手続は、警察情報センターにおいて行う。

区 分	備 え 置 く 登 録 簿	用 途
警察情報センター、方面本部の情報コーナー及び警察署の情報コーナー	全 て の フ ァ イ ル 簿	道民等の閲覧用及び事務執行の参考とするために備え置く。
警察本部の庶務担当課	当該庶務担当課の属する部の各所属のファイル簿	事務執行の参考とするため備え置く。
警 察 学 校 庶 務 課	警察学校の各所属のファイル簿	事務執行の参考とするため備え置く。

第6 ファイル簿の記入要領

1 「個人情報ファイルの名称」欄

当該ファイルが利用に供される事務が具体的に明らかになるような名称を記載する。

2 「実施機関の名称」欄

当該ファイルを保有している実施機関（公安委員会・警察本部長）の名称を記載する。

3 「個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」欄

当該ファイルが利用に供される事務を所掌する部、課等名又は警察署の名称を全て記載する。

4 「個人情報ファイルの利用目的」欄

当該ファイルがどのような事務に利用されるのか国民が具体的に認識できるように、利用目的をできる限り特定して、分かりやすい表現で記載する。

5 「記録項目」欄

当該ファイルに記録される項目を分かりやすい表現で具体的に記載する。ただし、法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

また、各記録項目に順に番号を付すとともに、各記録項目の間を「、」で区切る。

6 「記録範囲」欄

保有個人情報の本人として当該ファイルに記録される個人の範囲を分かりやすい表現で具体的に記載する。

保有個人情報の本人として記録される個人の種類が複数ある場合には、全てを列挙する。

7 「記録情報の収集方法」欄

保有個人情報の収集の相手方及び手段を分かりやすい表現で記載する。ただし、法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

8 「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」欄

記録情報に法第2条第3項の要配慮個人情報が含まれる場合には「含む」と記載し、含まない場合には「含まない」と記載する。

9 「記録情報の経常的提供先」欄

記録情報を経常的に提供する相手方の名称を記載する。ただし、法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。記載すべき内容がない場合は、「－」を記載する。

10 「開示請求等を受理する組織の名称及び所在地」欄

開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する課等の名称及び所在地を記載する。複数ある場合には全てを列挙する。ただし、個別の法令の規定により開示請求等ができることとされており、例えば、法第5章第4節の適用を除外されているものについては、「別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、所管部署にお問合せください。」と記載する。

11 「訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等」欄

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、該当する記録項目に付した番号並びに当該法令の名称（法令番号を含む。）及び条項を記載する。記載すべき内容がない場合は、「－」を記載する。

12 「個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無」欄

個人情報ファイルの種別の欄は、該当する□にレ点を記入すること。

また、本票が法第60条第2項第1号に係るファイル（電算処理ファイル）である場合には、当該ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内である同項第2号に係るファイル（マニユア

ル処理ファイル)の有無について、該当する□にレ点を記入すること。

13 「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨」欄

法第60条第3項各号のいずれにも該当し、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイルについては「該当」と記載し、提案募集の対象とならない場合には「非該当」と記載する。

14 「行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地」欄

13に「該当」と記載した場合には、行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地を記載し、「非該当」と記載した場合には「-」を記載する。

15 「行政機関等匿名加工情報の概要」欄

提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成した場合には、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目(記録項目及び情報の粒度(住所であれば都道府県単位等))記載する。作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「-」を記載する。

16 「作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地」欄

15に行政機関等匿名加工情報の概要を記載した場合には、行政機関等匿名加工情報の提案を受け付ける組織の名称及び所在地を記載する。作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「-」を記載する。

17 「作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間」欄

15に行政機関等匿名加工情報の概要を記載した場合には、当該行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け付ける期間を記載する。作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「-」を記載する。

18 「備考」欄

その他参考となる事項を記載する。

※別記様式は省略